笠置町監査委員告示第7号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和3年8月31日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の 規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和3年6月30日(水)

午前9時3分から午前11時46分

場 所 笠置いこいの館(笠置町役場仮庁舎)2階 せきれいの間

監 査 対 象 ①建設産業課が所管する事業について

収受資料等 ①笠置町簡易水道事業経営戦略(令和3年3月)

②令和2年度各区からの要望一覧

2. 監查内容

建設産業課においては、同課が所管する町道や橋梁、そして町営住宅に対して、 毎年度の維持修繕事業や改修事業などを予算化し実施されているが、その実施に際 しては適正な業務執行を行っていることは当然のことながら、どのような目的を持 って計画し進められているかを焦点とし、事業実施に係る公文書の審査を含め、監 査を設定した。

また、笠置町簡易水道事業に係る経営戦略という今後の当町簡易水道事業の指針を示す計画については、昨年12月の監査において調整段階での説明を受けたもの

であるが、本計画が本年 3 月に策定されたことから、その報告を受けることとした。

3. 監査等結果

本監査において対象とした内容等について、以下のとおり記す。

【笠置町簡易水道事業経営戦略について】

本経営戦略は笠置町簡易水道事業の令和 11 年度までを計画期間としたものであり、町から委嘱された委員で構成する笠置町簡易水道事業経営計画等検討委員会での審議を重ね、令和 3 年 3 月に策定されたものである。

本計画は、将来に渡り安定した事業経営を継続可能とするために策定された計画であり、掲載内容としてはこれまでの経営健全化の取り組み実績や経営の基本方針、今後の財政状況の見通しなどが記されているが、やはり今後も安定的な水道事業の経営基盤を確立するためには、水道使用料金の改定を視野に入れた将来の見通しとなっている。

直近である令和元年度の収支について触れると、水道水の供給や施設の維持管理 等に用いられる収支(収益的収支)では総収益 4,604 万 6 千円のうち、料金収入が 2,683 万 2 千円、一般会計からの繰入金が 1,921 万 4 千円となっている。また、新 たな施設の整備や既存施設の更新に用いられる収支(資本的収支)では収入1,792 万円のうち、一般会計からの繰入金は1.693万7千円となっている。これらの数値 については、水道施設の供給人口の区分けから、飛鳥路の水道施設については簡易 水道施設としての位置づけではなく、飲料水供給施設の扱いとなることから、ここ で言う簡易水道事業会計には含めないというルールから、令和元年度の笠置町簡易 水道特別会計決算額とは異なる数値が計上されているが、いずれにせよ一般会計か らの繰入金によってその経営が賄われていることに変わりはない。一般会計からの 繰入金については、一定の繰り入れ基準が設けられており、その基準内であれば繰 り入れても構わないというルールがあるもので、他会計からの繰入金が即ち公営企 業としての独立採算制を満たしていないというものではないが、笠置町においては この基準を超える、所謂基準外の繰入金が多いということが懸念されている。逆に 考えれば、この一般会計からの多額の基準外繰入金によって水道事業会計が黒字化 されており、現在の水道使用料金が京都府内町村の水準より比較的に低くすること を可能としているとも言えるものである。

現状においても一般会計からの繰入金に依存する収支となっているが、今後において人口減少などが理由による更なる料金収入の低下が見込まれ、更には施設の老朽化による修繕費用等の支出負担の増を見込む必要がある。そのため、その負担分を一般会計からの繰入金だけに頼らないとすると、単純には現状の支出の見直し策を図るか、一定の水道使用料金の改定が必然となってくるものである。

支出の見直し策としては、例えば現在ある水道4施設の統合が考えられるが、そうすると施設整備に多大な財源が必要となることは容易に想像されるし、普通交付税算入率の高い企業債を充当するとしても、後年度の負担は免れない。有事の際に備えて各施設を管路で繋ぐという考え方を持っていることは伺ったが、施設統合までの資本形成については難しいとされた。

一方で本計画では令和4年度に料金改定の検討に入ることとされている。安易に 水道使用料金を改定し、増額とすることはあってはならないことは十分認識されて いることと思うが、先ずは現在の水道事業の実態を広く知らしめることとして、本 計画の丁寧な住民周知はもとより、一般会計からの繰入金、即ち一般税によって水 道事業が賄われてきていることなど、笠置町の水道に関する現状の認識を深めても らい、飲料水の供給という住民にとって生活基盤であるライフライン事業であるこ とを改めて共通認識として落とし込み、十分な住民への説明と理解を得られた上で の料金改定となることを望みたい。

また、笠置町における水道水は近隣自治体のそれと比較して、おいしいという意見も伺う。全国的にも水道事業体から地元 PR や水質改善の周知のためなどに一般に有償・無償で広く供給されている例もある。当町としても提供可能な水量と比較して使用水量が少ないのであれば、町外の方に飲料水として提供することとすれば町としての PR にも役立てられるし、河川敷キャンプ客に対する提供なども視野に入れれば、新たなニーズが生まれてくるのではないかと考える。

水道事業が住民への飲料水の提供だけではなく、町としての施策の根幹を明確に確立した上で、住民福祉の向上に対して水道事業がどのように連携していくものなのか。現在までの業務踏襲に留まることなく、新たな水道事業の展開を模索し、柔軟な発想や対応も望みたい。

【維持修繕事業の実施と今後について】

建設産業課においては、大きく町道・橋梁・町営住宅の管理を担っているわけで

あるが、本監査においては令和 2 年度におけるこれらの維持修繕事業について聴取し、一部公文書の提示を求め確認をしている。

これらのインフラ施設の維持・修繕・管理については、町が策定した長寿命化計画に基づいて各年度の維持修繕事業の実施を図っている。本監査においては実施した事業の内、各区からの要望に基づいて履行されたものは何かを伺っている。

各区からの要望事項においては、建設産業課が所管している部分が多く、その内の何件かは令和 2 年度の繰り越し事業として実施、令和 3 年度に実施予定とするなど、修繕事業の実施に向けて業務が進められていると伺った。

区からの要望に対する事業の実施に際しては、先ずは現地を担当職員と視察し、緊急性や財政的側面、事業の効率性などを考慮した上で決定しているとのことであった。つまりは事業採択においては、その時・その場の状況などを勘案し、事業採択しているものと判断するが、区などからの要望事項に関しては一定の実施基準を設けることとし、基準を満たすものから順に採択するというルールを明確化・周知にした上で、区からの要望を募るかたちとしてはどうだろうか。そうした基準を設けた上での要望を求めることとするならば、それに見合った要望が出てくるかもしれないし、何より行政の対応基準が明確になることにより、行政執務の透明化が図れるのではないだろうか。

次に維持修繕に対する考え方である。

施設の修繕については基本的に元の状態に修復するということと、近年では施設の長寿命化を勘案し実施されているものと考える。前述の長寿命化計画においては施設の設置・施工完了日や現状の修復の要否などを総合的・数値的に把握し、事業充当財源を視野に入れながら計画的に実施していくとする計画であると思われるが、前項目に記述した内容と同様に、町としてどのような施策を住民に対して講じていき、福祉の向上を図ることといった行政の根底施策を確立し、例えば町道がそれら施策に対してどのように活かされ繋がっていくものなのか、町営住宅にどのようなニーズがあるのかなど、維持修繕事業を行うに際しても、それらを意識したものでなければならないのではないか。単なる施設修繕に留まることなく、それが維持修繕でなく改修事業となることも含め、事業の最終目的が笠置町の目指すあるべき姿に近づけるよう事業を計画し、それを周知することとしてはどうだろうか。

現在、諸々の事情により今後10年間の笠置町の指針を定める第4次笠置町総合計画の策定が遅れているとのことであるが、是非とも本計画に各種事業と住民福祉

との繋がりについて触れられたい。例えば、道路事業であれば建設産業課だけが所管するのではなく、道路事業に福祉側面の施策を取り入れるのであれば保健福祉課、商業側面であれば商工観光課と連携をとるなど、縦割りの行政手法ではなく、住民福祉の向上として真に必要な施策を総合的に講じていけるよう計画・実行され、その後、その事業が掲げられた目標・目的を果たしているのかどうか評価・改善を重ねられ、事業実施の価値、支出の価値を高められたい。

また、総合計画の計画期間は10年間をその期限としているが、社会情勢の変化や笠置町のそれまでの施策を時点修正する観点から、3年若しくは5年を中間見直し期間として定められてはどうだろうか。